

蕪崎市再生可能エネルギー電気の発電の促進による
農山漁村の活性化に関する基本計画

蕪 崎 市

目次

1. 基本方針
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備及び規模
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項
5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項
6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項
7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価
8. 再生可能エネルギー発電設備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び現状回復
9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

1. 基本方針

韮崎市では、釜無川沿い、塩川沿いにおいて稲作が盛んに行われており、穂坂町や七里岩台上ではブドウや桃の栽培が盛んに行われている。しかし、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が年々増加している状況である。

他方、本市は自然豊かな地方都市であり、日本国内でも有数の日射量の多いまちであること、また、大小多くの河川があるなど、自然の資源を活用することができる。このように本市には太陽光、水力を主体とする再生可能エネルギーが豊富に存在しており、この資源を発電事業に利用することは、耕作放棄地・荒廃農地の有効利用、クリーンな電力の獲得、市の税収増はもとより農山漁村再生可能エネルギー法を活用する場合、売電収入の一部が農林漁業の健全な発展に資する取り組みに還元されることとなるため市の活性化に寄与するところが大いと考えられる。

このため、自然エネルギーである太陽光を活用した発電事業の導入を積極的に行い、その電力や発電事業により得た収益の一部を活用し、地域農業の発展及び活性化の取り組みに還元するよう努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地 区	区域の所在	面 積 (㎡)	備 考
A (鍋山地区)	韮崎市神山町鍋山 2232-1 番地 他 52 筆	31, 610.89 ㎡	太陽光発電設備の整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A (鍋山地区)	太陽光発電	2,000kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

地 区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を促進するための方策
A（鍋山地区）	神山町鍋山地区	所有権移転等により優良農地を意欲ある担い手に集約していく

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備 考
鳥獣害対策の支援 鳥獣被害対策の為に設置された電気柵の電源として活用し、農作物への被害の軽減を図る。	基金から電気代を支出
農業基盤・営農環境の整備 発電事業者が売電収益の一部を支出して、設備周辺の環境整備や農道・水路の施設整備など農業の生産性向上に資する取組みを行うことにより、地域農業の振興を図る	収益の一部基金化

6. 自然環境の保全との調和、その他の農林漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

発電設備を設置するにあたり、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する

(2) 景観の保全

市の景観計画に沿って発電計画を立案するとともに、田園景観などの地域の特性を保全するよう適切な配慮を行う。

(3) 歴史的風致の維持及び向上との調和（武田氏の遺構・歴史文化財の保護・保存）を図るとともに、景観が損なわれないよう十分に配慮する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後 10 年間（平成 36 年度）で、地域の農林漁業の健全な発展に資する取り組みを行う太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備を 2,000kw 導入し（設備整備計画の認定件数 5 件）、それにより総発電量 8,000kw を目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。目標年度までに目標が達成されない場合は、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電設備を撤去する際は設備整備事業者が直ちに土地の原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、市のホームページや公報により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、収去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

韮崎市、再生可能エネルギー発電事業者、農業協同組合、森林組合等の関係者は、韮崎市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。